建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書

１．建設発生土の利用

本工事に使用する土砂は、下記の工事あるいはストックヤードからの建設発生土を利用するものとする。
なお、搬出側工事等のやむを得ない事情により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

記

１）工事(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ)名　：①市道宇治三代線道路改良工事外　②木次町平田地内ストックヤード
２）工事(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ)場所：①雲南市加茂町南加茂地内　②雲南市木次町平田地内
３）土　量：①1,540m³、②1,100 m³　土　質：砂質土、運搬距離：①19.9km　②0.5km
４）搬出予定時期：
５）受注者(ｽﾄｯｸﾔｰﾄﾞ管理者)：
担当者名　　、TEL(　　)　　－
６）留意事項：

２．建設発生土の搬出:工事間流用【指定処分（Ａ）】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分（Ａ）として下記工事へ流用するものとする。
なお、流用先工事のやむを得ない理由により利用することが困難な場合は、監督職員と協議すること。

記

１）工　　事　　名：
２）工　事　場　所：
３）土　　量：　　m³、土　質：　　、運搬距離：　　km
４）受入予定時期：
５）受 注 者 名 ：
担当者名　　、TEL(　　)　　－
６）留　意　事　項：

３．建設発生土の搬出：同一工事内の埋土地等への流用【同一工事内利用】
公用地、常設施設、発注者が指定する受入地への流用【指定処分（Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ）】

本工事に伴い発生する土砂は、同一工事内の埋土地等への搬出、あるいは指定処分（Ｂ）、指定処分（Ｃ）、（Ｄ）、指定処分（Ｅ）として下記受入地（施設）へ搬出（又は仮置）するものとする。
なお、指定処分（Ｃ、Ｄ）において明示した受入施設での受入が困難となった場合など、明示した施設と異なる施設へ搬出せざるを得ない場合は、監督職員と協議すること。

記

１）受入地（施設）名称：中国電力株式会社
２）受 入 場 所：中国電力株式会社
３）土　　量：2,890 m³、土　質：　砂質土及び軟岩　、運搬距離：0.3　km
４）留 意 事 項：

４．建設発生土の搬出：受注者が確保する受入地への流用【指定処分（Ｆ）】

本工事に伴い発生する土砂は、指定処分（Ｆ）として以下の要件を満たす受入地において有効利用を図るものとし、下記により搬出するものとする。

（要件）
ア　関係法令等で必要な許可を受け、日常の管理も許可条件を遵守して行われること。
イ　建設資材等として有効利用するものであること。
ウ　妥当な跡地利用計画があること。
エ　里山等の自然環境を損なうものでないこと。
オ　安全管理や環境配慮等が十分になされていること。
カ　周辺住民の苦情等がないこと。
キ　その他、必要な要件が整っていること。

記

１）土　　量：　　m³、土　質：　　砂質土　、運搬距離：　　km
２）留 意 事 項：

また、事前に「建設発生土受入地届」を監督職員に提出し、確認を受ける。
なお、運搬距離等に変更が生じた場合の手続きは監督職員の指示による。

※）
指定処分については、（A）～（F）のうち該当するタイプを明示すること。
指定処分（A）：工事間利用による処分方法
指定処分（B）：公用地等に仮置きする処分方法
指定処分（C）：公的機関の常設ストックヤードまたは県登録の民間の常設ストックヤードへ搬出する処分方法
指定処分（D）：公的機関の常設受入施設または県登録の民間の常設受入施設へ搬出する処分方法
指定処分（E）：発注者が指定する受入地へ搬出する処分方法
指定処分（F）：受注者が確保する受入地へ搬出する処分方法